

意見募集の概要

- (1)募集期間：平成 23 年 5 月 25 日（水）～平成 23 年 6 月 7 日（火）
- (2)意見提出者・団体数：**30 名・機関**
 個人：14 名
 団体等：16 団体（地方公共団体、消費者団体等）
- (3)比較的御意見が多かった分野（別紙）
- 地方消費者行政、消費生活センター支援、消費者教育、放射性物質による食品汚染、ユッケ食中毒等の対応、食品表示の一元化、国民生活センターの在り方 等

消費者委員会

平成 23 年 6 月 10 日、「消費者基本計画の平成 22 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見」が提出。

素案からの主な変更点（消費者庁関係施策）

- 東日本大震災への対応を総論に追加（右頁 1 参照）
- 国民生活センターの在り方の記述を追加するとともに、国民生活センターとの連携等について具体的施策に明記（施策番号 1,123 等）（右頁 2 参照）
- 消費者事故の独立・公正・網羅的な調査機関の在り方（施策番号 13）について、検討会の取りまとめを踏まえ、具体的施策を追加（右頁 3 参照）
- 規制仕分けの対象項目のうちマンション投資への悪質な勧誘、貴金属等の訪問買取りについて、具体的施策として新たに追加（P：各省調整中）
- その他、検証・評価シートの修正
 【主な修正例】
 - 食品表示の一元化（施策番号 69）：
今後の取組方針に、事業者、消費者等と意見交換の場を設けることを追加
 - 家庭用品品質表示法における対象品目の規程等の改正（施策番号 82）：
ホームページのアクセス件数を追加
 - 消費者教育推進会議等（施策番号 87）：
今後の取組方針に、今後のスケジュール等を追加
 - 個人情報保護法の検討（施策番号 166）：
今後の取組方針に、消費者委員会における現在の審議内容を追加

今後のスケジュール 6 月末日途 消費者政策会議
閣議決定

1 東日本大震災への対応

【総論】第 2（3 頁）

なお、取組を進めるに当たり、平成 23 年 3 月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。（P：各省調整中）

2 国民生活センターの在り方

【総論】第 2-2(4)（8 頁）

また、国民生活センターについては、消費者庁の機能を強化する中で、消費者行政全体の機能強化の観点から、各機能を消費者庁へ一元化する方向で必要な検討を進めます。

3 消費者事故の独立・公正・網羅的な調査機関の在り方

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	体制整備について、平成 23 年度中に必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。
13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	速やかに検討を行い、施策番号 13-2 の体制の整備に反映します。
13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	平成 23 年度中に必要な検討を開始します。

「消費者基本計画」の「検証・評価」（平成22年度）及び計画の見直しに係る主な意見とこれらに対する考え方及び対応（別紙）

（消費者庁関係施策）

平成23年6月17日
消費者庁

主な意見	考え方及び対応
<p><放射性物質による食品汚染、ユッケ食中毒等の緊急時対応等> (施策番号3等) ・東日本大震災・福島第一原子力発電所事故における放射性物質による食品汚染の問題については、関係省庁が密接に連携し適切な施策を実施すべき。 ・ユッケなど生食用の肉の安全確保に取り組むべき。 等</p>	<p>・震災の状況が常時変化していく中で、個々の具体的な対応を記述することは、5か年の計画という性格上難しいが、御指摘を踏まえ、総論において「東日本大震災の発生への対応について、消費者の利益の擁護に必要となる各施策に適切に取り組む」旨を記載することとした。 ・4月27日以降発生した腸管出血性大腸菌による集団食中毒事案については、発生当初より厚生労働省と連携を図りながら、消費者庁として消費者への注意喚起等、必要な措置を講じてきたところ。今後とも関係機関と適切に連携を図りながら対応していく。 ・生食用食肉の基準について、厚生労働省において規格基準が本年10月1日に施行できるよう検討されていることに併せて、消費者庁としても食品衛生法に基づく表示基準を策定すべく、7月6日の消費者委員会食品表示部会において表示基準案を審議していただけるよう準備を進めているところ。</p>
<p><事故調査機関の在り方>(施策番号13) ・「消費者事故等調査機関」の具体化に向けた取り組みのため会議体等を設置して検討すべきではないか。 等</p>	<p>・「事故調査機関の在り方に関する検討会」は、まさに、事故調査機関の在り方についての考え方を検討し、取りまとめていただいたもの。これを受けた具体的な体制整備は、本基本計画の見直し施策として盛り込み、消費者庁において関係機関等の協力も得ながら取り組んでいく。</p>
<p><食品表示>(施策番号69等) ・食品表示の一元化の検討のプロセスが不明である。 等</p>	<p>・御意見を踏まえ、食品表示に関する一元的法体系の在り方の検討については、事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、現行制度の課題を把握し、平成24年度中の法案提出を目指す旨、検証・評価シートに明記するなどした。</p>
<p><消費者教育>(施策番号87～107) ・消費者教育については、消費者庁においても具体的かつ実践的な事業を実施すべきであり、今後の取組方針を明記すべき。 ・地方レベルでの消費者行政と教育行政の連携が必要。 等</p>	<p>・意見を踏まえ、検証・評価シートの「今後の取組方針(平成23年度を含む。)」に、今後のスケジュール等を追記するとともに、今後の施策の実施に際して参考とすることとした。</p>
<p><国民生活センターの在り方等>(総論、施策番号1,113,119,123,125等) ・国民生活センターの在り方が決定したかのような記載は違和感がある。 ・国民生活センターの直接相談は存続させるべき。 ・担当省庁欄に実施機関である国民生活センターを記載すべき。 等</p>	<p>・現行の記載内容については、所要の変更をする予定。ただし、最終決定を示したものではない。 また、「直接相談」については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)を踏まえ廃止したものの、消費者ホットラインのバックアップ(現行の土日祝日相談に加え、「平日バックアップ相談」の実施)により、相談支援のノウハウの蓄積に努める方針である。 ・「消費者基本計画」は、政府の計画であることから、今回の見直しにおいて、「担当省庁等」の欄には国の行政機関を記載することとした。</p>
<p><地方消費者行政>(施策番号122) ・地方消費者行政活性化基金に係る取組についても記載すべき。また、現在の手法が効果的・効率的かの検証や基金終了後のバックアップの検討も行うべき。 ・地方消費者行政の円滑な実施のため、財政支援を行うべき。 ・地方消費者行政の活性化に向けた対応策について、工程表を作成すべき。 等</p>	<p>・現在、東日本大震災の対応に全力を挙げて取り組んでいるところであり、「集中育成・強化期間」後の地方支援の在り方の検討については、震災対応の状況もみながら、本年度中に消費者庁としての方針をまとめ、具体化に取り組む。</p>
<p><その他> ・「リスクコミュニケーション推進のための意見交換会」について、全国20箇所での講座の参加人数等がわからず、成果を評価できない。(施策番号21) ・家庭用品品質表示法に関する施策について、ホームページのアクセス件数等を検証評価の基準として明記すべき。(施策番号82)</p>	<p>・御指摘を踏まえ、検証・評価シートに参加人数を追加。 ・御指摘を踏まえ、検証・評価シートにホームページのアクセス件数を追加。</p>